

令和7年度公共事業 再評価

- ・対象事業箇所 「一覧表」
- ・対象事業箇所 「位置図（事業課毎）」

佐賀県公共事業評価実施要領（抜粋）

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

（2）再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。)
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
- ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。なお、再評価実施後5年間が経過する前に、工期延長または事業費増額の変更を行う事業については、変更前の工期内かつ変更前の事業費を超過する前までに再評価を実施する。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。

令和7年度公共事業再評価対象事業一覧表

※実施要領第2条(2)②に該当する事業

No.	事業名	地区又は箇所名	事業期間 (当初事業期間) (変更事業期間)	事業箇所	事業主体	担当課	再評価理由	対応方針	備考
1	経体1 経営体育成基盤整備事業	高木瀬	(当初: H28~R5) (今回: H28~R12)	佐賀市	県	農地整備課	10年以上継続	継続	
2	道路1 道路橋りょう補助事業	国道204号	(当初: H28~R2) (今回: H28~R13)	伊万里市	県	道路課	10年以上継続	継続	
3	道路2 道路橋りょう補助事業	国道444号	(当初: H28~R2) (今回: H28~R9)	白石町	県	道路課	10年以上継続	継続	
4	道路3 道路橋りょう補助事業	相知山内線	(当初: R1~R5) (今回: R1~R14)	武雄市	県	道路課	国再評価実施要領の定めによる (事業採択後長期間が経過)	継続	
5	砂防1 砂防施設等整備交付金事業	砂原川	(当初: H28~R3) (今回: H28~R9)	多久市	県	河川砂防課	10年以上継続	継続	
6	砂防2 砂防施設等整備交付金事業	和田川第一	(当初: H28~R7) (今回: H28~R11)	佐賀市	県	河川砂防課	10年以上継続	継続	
7	砂防3 砂防施設等整備交付金事業	中道川	(当初: H28~R2) (今回: H28~R11)	伊万里市	県	河川砂防課	10年以上継続	継続	
8	砂防4 事業間連携砂防等事業	川原谷川第一	(前回: H27~R8) (今回: H27~R9)	唐津市	県	河川砂防課	国再評価実施要領の定めによる (事業採択後長期間が経過)	継続	
9	砂防5 事業間連携砂防等事業	外其川	(前回: H29~R9) (今回: H29~R10)	唐津市	県	河川砂防課	国再評価実施要領の定めによる (事業採択後長期間が経過)	継続	

※実施要領第2条(2)④に該当する事業

No.	事業名	地区又は箇所名	事業期間 (前回再評価時事業期間) (変更事業期間)	事業箇所	事業主体	担当課	再評価理由	対応方針	備考
1	かん排1 県営かんがい排水事業	鳥栖南部地区	(前回: H23~R4) (今回: H23~R8)	鳥栖市	県	農山村課	再評価実施後5年経過	継続	
2	かん排2 県営かんがい排水事業	佐賀西部高域地区	(前回: H23~R5) (今回: H23~R10)	佐賀市、小城市	県	農山村課	再評価実施後5年経過	継続	
3	道路4 道路整備交付金事業	中原鳥栖線	(前回: H24~R7) (今回: H24~R10)	鳥栖市	県	道路課	工期延長	継続	
4	道路5 道路橋りょう補助事業	北茂安三田川線 西尾橋工区	(前回: H23~R8) (今回: H23~R13)	みやき町	県	道路課	再評価実施後5年経過	継続	
5	道路6 道路橋りょう補助事業	北茂安三田川線 中津隈橋工区	(前回: H26~R8) (今回: H26~R10)	みやき町	県	道路課	事業費増・工期延長	継続	
6	河川1 広域河川改修事業	横田川	(前回: H5~R7) (今回: H5~R10)	唐津市	県	河川砂防課	再評価実施後5年経過	継続	
7	河川2 総合流域防災事業	町田川	(前回: S58~R8) (今回: S58~R10)	唐津市	県	河川砂防課	事業費増・工期延長	継続	
8	河川3 総合流域防災事業	晴気川	(前回: H15~R17) (今回: H15~R17)	小城市	県	河川砂防課	再評価実施後5年経過	継続	
9	砂防6 砂防施設等整備交付金事業	矢筈地区	(前回: H19~R8) (今回: H19~R12)	武雄市	県	河川砂防課	事業費増・工期延長	継続	

※実施要領第2条(2)⑤に該当する事業

No.	事業名	地区又は箇所名	事業期間 (当初/前回再評価時事業期間) (変更事業期間)	事業箇所	事業主体	担当課	再評価理由	対応方針	備考
1	砂防7 砂防施設等整備交付金事業	中原	(当初: H29~R4) (今回: H29~R13)	神埼市	県	河川砂防課	社会経済情勢の変化等	継続	
2	砂防8 砂防施設等整備交付金事業	小倉川第十一	(当初: H29~R3) (今回: H29~R10)	三養基郡基山町	県	河川砂防課	社会経済情勢の変化等	継続	

令和7年度再評価対象箇所位置図

農山村課

県営かんがい排水事業
(鳥栖南部地区)
【鳥栖市】

県営かんがい排水事業
(佐賀西部高域地区)
【佐賀市、小城市】

凡例

要領第2条(2)④
(再々評価)

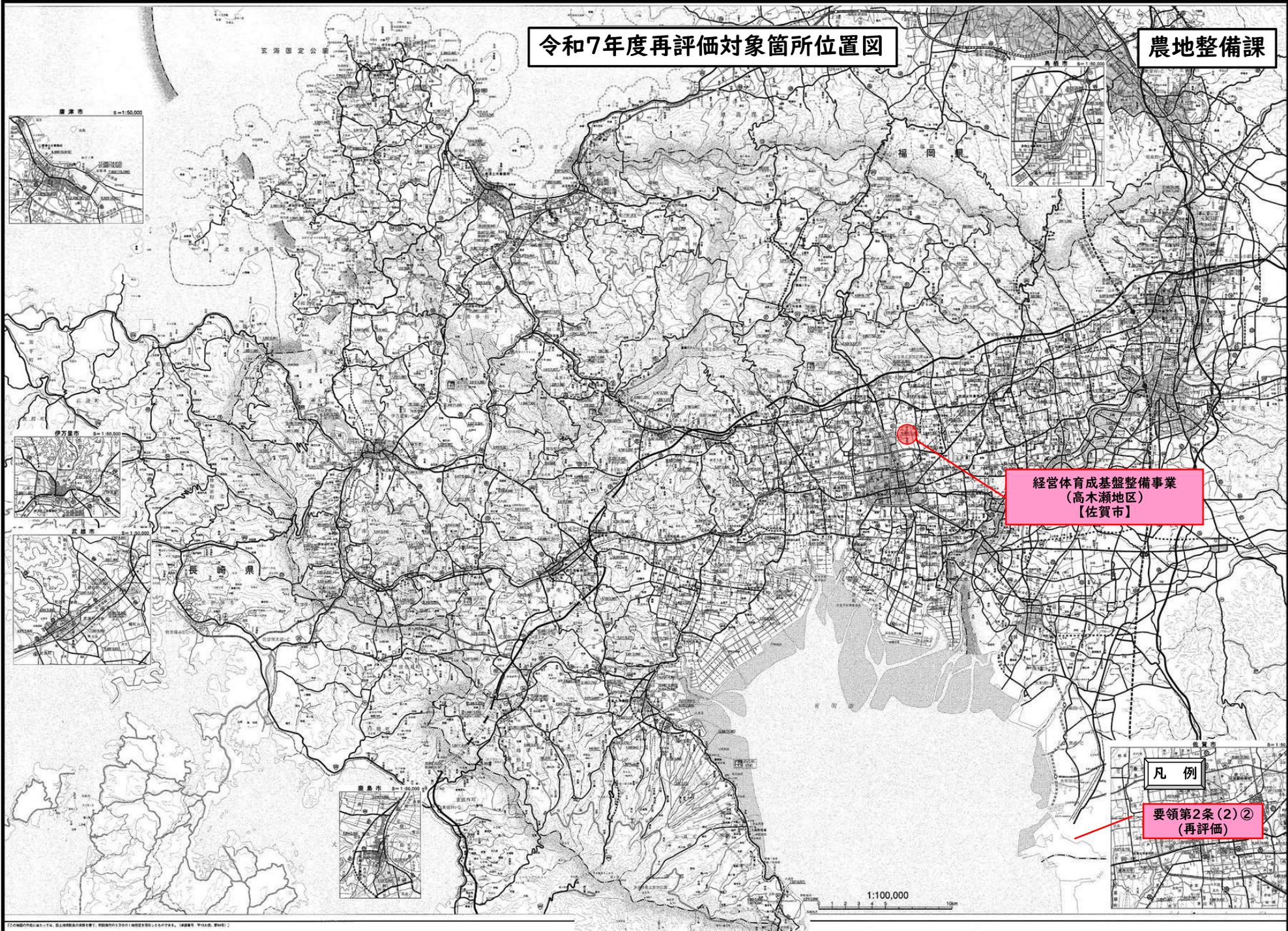
1:100,000



この図の作成にあたっては、国土院提供の地形データ、建設省国土院提供の1:25,000地形図データ、建設省 国土院 提供データ等を利用しております。

令和7年度再評価対象箇所位置図

農地整備課



経営体育成基盤整備事業
(高木瀬地区)
【佐賀市】

凡例

要領第2条(2)②
(再評価)

1:100,000

国土院提供の地形図を基に作成。等高線は5m間隔。道路は実線、鉄道は点線、河川は太線、海岸線は細線。[補注] 市界、町界、村界は省略。

令和7年度再評価対象箇所位置図

道路課

道路整備交付金事業
(一) 中原鳥栖線(下野工区)
【鳥栖市】

道路橋りょう補助事業
(国) 204号(小黑川工区)
【伊万里市】

道路橋りょう補助事業
(主) 北茂安三田川線(中津隈橋工区)
【みやき町】

道路橋りょう補助事業
(国) 444号(福富下分工区)
【白石町】

道路橋りょう補助事業
(主) 北茂安三田川線(西尾橋工区)
【みやき町】

道路橋りょう補助事業
(主) 相知山内線(茅場工区)
【武雄市】

凡例

要領第2条(2)②
(再評価)

要領第2条(2)④
(再々評価)

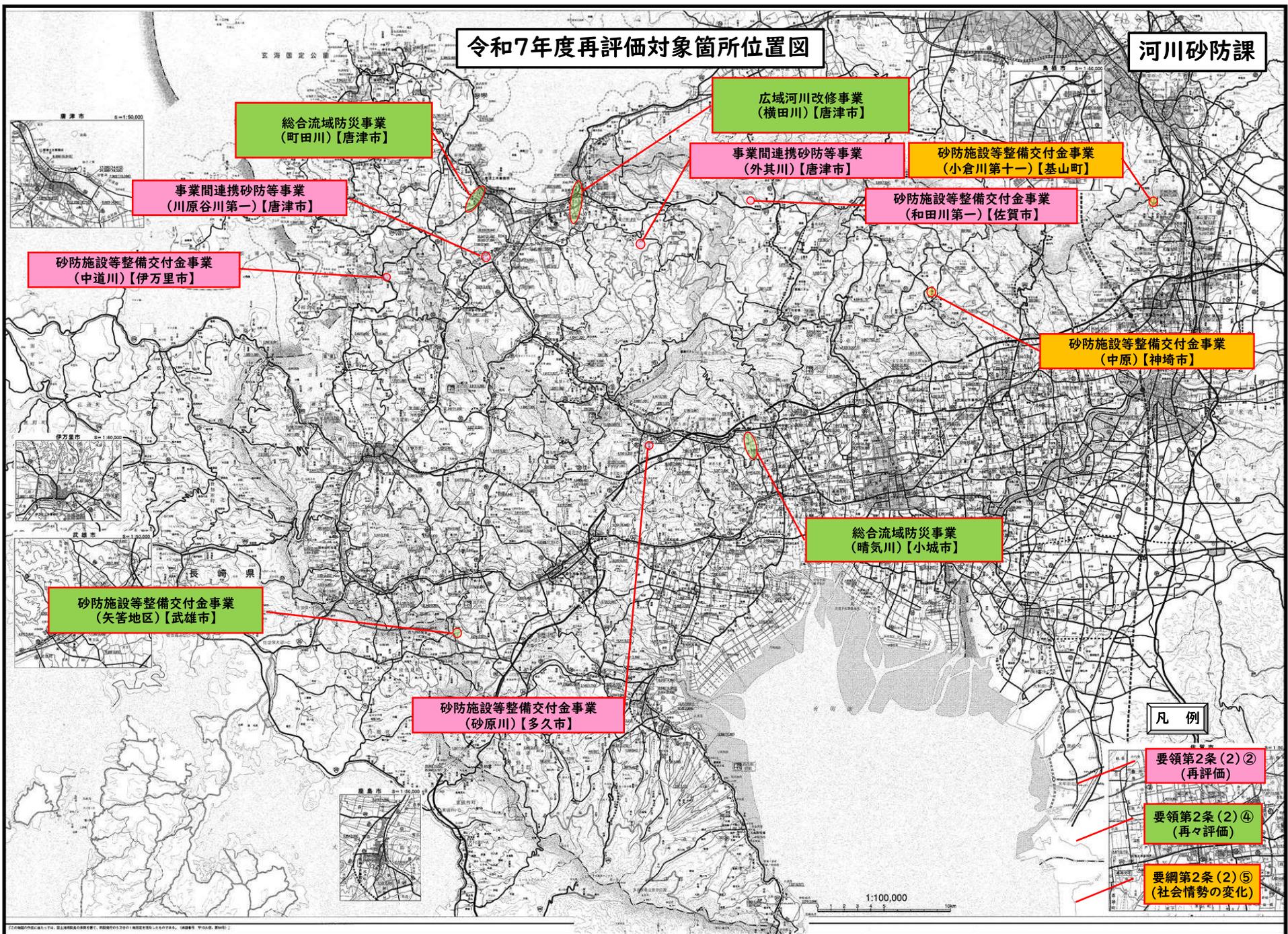
1:100,000



国土院提供の地形図(1:50,000)を基に作成。道路は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路名は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路番号は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路種別は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路状態は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路評価は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路再評価は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。道路再々評価は国土院提供の道路図(1:50,000)を基に作成。

令和7年度再評価対象箇所位置図

河川砂防課



総合流域防災事業
(町田川)【唐津市】

広域河川改修事業
(横田川)【唐津市】

事業間連携砂防等事業
(川原谷川第一)【唐津市】

事業間連携砂防等事業
(外其川)【唐津市】

砂防施設等整備交付金事業
(小倉川第十一)【基山町】

砂防施設等整備交付金事業
(中道川)【伊万里市】

砂防施設等整備交付金事業
(和田川第一)【佐賀市】

砂防施設等整備交付金事業
(中原)【神埼市】

砂防施設等整備交付金事業
(矢筈地区)【武雄市】

総合流域防災事業
(晴気川)【小城市】

砂防施設等整備交付金事業
(砂原川)【多久市】

凡例

要領第2条(2)②
(再評価)

要領第2条(2)④
(再々評価)

要綱第2条(2)⑤
(社会情勢の変化)

1:100,000

国土交通省河川砂防課作成。国土交通省河川砂防課より提供された資料に基づき作成。掲載内容は、最新の情報に基づき、変更される場合があります。